

(仮称) 府中市総合計画条例の骨子について

平成23年8月に地方自治法が一部改正され、市町村の基本構想策定義務が撤廃されました。

市では、市の最上位計画として総合計画を策定することにより、総合的かつ計画的に市政を運営するため、(仮称) 府中市総合計画条例の骨子を作成しました。

この条例の骨子について、市民の皆さんのご意見をお寄せください。

■ ご意見をお寄せいただく期間

平成24年3月21日(水) から4月19日(木) まで(必着)

■ ご意見をお寄せいただく方法

(ご意見には、件名「(仮称) 府中市総合計画条例の骨子」、住所、お名前をお書き添えください。)

① 市役所への提出(郵送・持参・FAX・電子メール)

住 所：〒183-8703

東京都府中市宮西町2-24

府中市政策総務部政策課総合計画担当

F A X：042-336-6131

電子メール：kikaku01@city.fuchu.tokyo.jp

② 各文化センター、市政情報センター、中央図書館への提出(各施設に設置してある「意見受付箱」に投かんしてください。)

■ 問合せ

府中市政策総務部政策課総合計画担当

電話：042-335-4188

※(参考) 地方自治法2条4項(改正前)

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

(仮称) 府中市総合計画条例の骨子について

■ 条例制定の背景

地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国と地方の役割分担を明確にし、住民に身近な行政をできる限り身近な地方公共団体において処理することを基本的な考え方とする地方分権改革推進計画に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、市町村の基本構想の策定義務が撤廃されました。

本市においては、地域の特性を生かした、個性豊かで魅力あるまちづくりの実現に向けた総合的かつ計画的な市政運営を行うためには、まちづくりの基本理念、目指すべき将来の都市像等を定めることが不可欠であり、基本構想及び基本計画で構成する総合計画を策定することについて必要な事項を定める府中市総合計画条例（仮称）を制定するものです。

■ 条例の骨子

1 目的

府中市（以下「市」といいます。）が、市の最上位計画となる総合計画を策定することにより、総合的かつ計画的に市政を運営することを目的とします。

2 構成

総合計画は、基本構想及び基本計画で構成します。

3 基本構想

基本構想は、市のまちづくりの基本理念、目指すべき将来の都市像などを定めるものとし、なお、基本構想を定めるときは、議会の議決を経るものとし、

4 基本計画

基本計画は、基本構想で明らかにした市のまちづくりの基本理念、目指すべき将来の都市像などに沿って、計画期間における基本的な施策の方向性や体系などを定めるものとし、

5 市民の関わり

市は、総合計画の策定又は見直しを行うときは、市民がその作業に関わることができる機会を確保するものとし、

6 審議会

市は、総合計画の策定及び見直しに関し、調査及び審議する機関として、府中市総合計画審議会を設置します。

7 進行管理

市は、総合計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表するものとし、